

(仮) 宇部市人権尊重のまちづくり条例

答申書

令和 7 年 3 月 1 2 日

宇部市人権施策推進審議会

(仮) 宇部市人権尊重のまちづくり条例 (素案)

(目的)

第1条 この条例は、本市における人権尊重のまちづくりに関して、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、人権意識の高揚及び人権擁護に資する施策(以下「人権施策」という。)の推進について必要な事項を定め、人権課題の解決に取り組むことにより、すべての市民等の人権が尊重されるまちを実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民等 市内に居住し、通勤し、又は通学する個人をいう。
- (2) 事業者 市内において事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。
- (3) 不当な差別 年齢、性別、性的指向、性自認、出身、障害その他の事由を理由とする差別をいう。
- (4) 人権侵害行為 不当な差別、いじめ、虐待、プライバシーの侵害、誹謗中傷その他の他人の権利利益を侵害する行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)をいう。

(基本理念)

第3条 人権尊重のまちづくりは、すべての人が基本的人権を生まれながらにして持っており、かけがえのない尊い生命(いのち)の主体者であるという「人権尊重」を基本的な考え方とし、すべての人の人権が尊重される社会を実現することを目指して取り組まなければならない。

(人権侵害行為の禁止)

第4条 何人も、不当な差別をはじめとする人権侵害行為をしてはならない。

(市の責務)

第5条 市は、第3条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)に則り、市民等及び事業者の人権意識の高揚に努めるとともに、人権尊重のまちづくりに必要な人権施策を積極的に推進するものとする。

(市民等の役割)

第6条 市民等は、基本理念に則り、家庭、学校、職場、地域その他あらゆる生活の場において、互いの人権を尊重し、自らも人権意識の高揚に努めるとともに、市が実施する人権施策に協力するように努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、基本理念に則り、すべての人の人権を尊重し、事業活動に関わる者の人権意識の高揚を図るとともに、市が実施する人権施策に協力するように努めるものとする。

(人権教育及び人権啓発)

第8条 市は、学校教育、社会教育その他の生涯を通じたあらゆる教育の場において、人権に関する知識や理解を深めるために必要な取組を行うものとする。

2 市は、人権尊重のまちづくりの推進に関して、地域の状況に応じた教育及び啓発に努めるものとする。

(指針)

第9条 市は、人権尊重のまちづくりに必要な人権施策を推進するための指針(以下「推進指針」という。)を策定しなければならない。

2 市は、推進指針に基づき人権尊重のまちづくりに必要な人権施策を具体的かつ計画的に推進するものとする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(調査)

第11条 市は、人権尊重のまちづくりに必要な人権施策を効果的に推進するため、必要な調査及び情報の収集を行うものとする。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和〇年〇月〇日から施行する。

(推進指針に関する経過措置)

2 この条例の施行の際現に定められている宇部市人権教育・啓発推進指針(令和5年3月改定版)は、第9条第1項の規定により策定されたものとみなす。

<附帯意見>

1. 「人権救済のための支援に関する条文記載」について審議会において意見があったが、条文に記載するにあたり人権救済を行うための体制等が整っていないことから、現時点での条文記載は見送ることとし、人権救済を行うための体制が整った際には、条文記載を検討されたい。
2. 「不当な差別」、「人権侵害行為」が具体的にどのような内容のものなのか、市民等との間で共通認識できるよう、条例の逐条解説等を作成されたい。